

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説
- ・ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説 令和４年３月（令和７年４月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は令和７年４月１日時点とする。	電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説 令和４年３月（令和６年３月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は令和６年３月１２日時点とする。
1 [略]	1 [同左]
2 定義	2 定義
2-1・2-2 [略]	2-1・2-2 [同左]

2-3 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係） [略] （参考） 法第 2 条（第 2 項） [略] 政令第 1 条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等</u> (4) <u>国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</u> (5) <u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号</u> (6) <u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</u> (7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等</u> (8) <u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険</u>	2-3 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係） [同左] （参考） 法第 2 条（第 2 項） [同左] 政令第 1 条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [同左] (3) <u>国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</u> (4) <u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号</u> (5) <u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</u> (6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号</u> (7) <u>次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u>
--	--

者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

(9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(10) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条

[略]

規則第 3 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条

[同左]

規則第 3 条

令第 1 条第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(2) 令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第 4 条 令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8)・(9) [略]	規則第 4 条 令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [同左] (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8)・(9) [同左]
2-4・2-5 [略]	2-4・2-5 [同左]
2-6 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）	2-6 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）
[略] (参考)	[同左] (参考)
法第 16 条（第 2 項） [略] 法第 2 条（第 9 項） [略] 法第 2 条（第 10 項）	法第 16 条（第 2 項） [同左] 法第 2 条（第 9 項） [同左] 法第 2 条（第 10 項）

[略] 法第 2 条 (第 11 項) [略] 法別表第 2 <table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立健康危機管理研究機構</td><td>国立健康危機管理研究機構法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	根拠法	[略]	[略]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法	国立大学法人	国立大学法人法	[略]	[略]	[同左] 法第 2 条 (第 11 項) [同左] 法別表第 2 <table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table>	名称	根拠法	[同左]	[同左]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立大学法人	国立大学法人法	[同左]	[同左]
名称	根拠法																						
[略]	[略]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
[略]	[略]																						
名称	根拠法																						
[同左]	[同左]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
[同左]	[同左]																						
2-7~2-20 [略]	2-7~2-20 [同左]																						
3 電気通信事業者の義務 (第 2 章関係)	3 電気通信事業者の義務 (第 2 章関係)																						
3-1~3-6 [略]	3-1~3-6 [同左]																						
3-7 個人データの第三者への提供 (第 17 条~第 20 条関係)	3-7 個人データの第三者への提供 (第 17 条~第 20 条関係)																						
3-7-1~3-7-4 [略]	3-7-1~3-7-4 [同左]																						
3-7-5 外国にある第三者への提供の制限 (第 18 条関係)	3-7-5 外国にある第三者への提供の制限 (第 18 条関係)																						
[略] (参考) 法第 28 条 [略] 規則第 15 条	[同左] (参考) 法第 28 条 [同左] 規則第 15 条																						

1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 (1) <u>法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</u> (2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な<u>監督又は監視</u>を行うための体制が確保されていること。 (3)・(4) [略] (5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、<u>我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</u> 2～4 [略] 規則第 16 条 [略] 規則第 17 条 [略]	1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 (1) <u>法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</u> (2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な<u>監督</u>を行うための体制が確保されていること。 (3)・(4) [同左] (5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、<u>我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</u> 2～4 [同左] 規則第 16 条 [同左] 規則第 17 条 [同左]
---	--

規則第 18 条 [略]	規則第 18 条 [同左]
3-7-6・3-7-7 [略] 3-8 [略]	3-7-6・3-7-7 [同左] 3-8 [同左]
3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条～第 29 条関係） 3-9-1～3-9-6 [略]	3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条～第 29 条関係） 3-9-1～3-9-6 [同左]
3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第 27 条関係） [略] （※2）確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し、また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）	3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第 27 条関係） [同左] （※2）確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し、また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）

ト)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印 事例 2)オンラインの場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名 事例 3)電話の場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック 事例 4)送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>資格確認書</u>等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付 （※3） [略] （参考） [略]	ト)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印 事例 2)オンラインの場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名 事例 3)電話の場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック 事例 4)送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>被保険者証</u>等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付 （※3） [同左] （参考） [同左]
3-9-8・3-9-9 [略] 3-10~3-12 [略] 4~9 [略] 【付録】 [略]	3-9-8・3-9-9 [同左] 3-10~3-12 [同左] 4~9 [同左] 【付録】 [同左]